

郵政民営化に関する意見募集の実施

平成 26 年 8 月 27 日

1 目的

郵政民営化の総合的な検証に資するため、広く郵政民営化に関する意見を募集する。

2 方法等

- (1) 電子政府の総合窓口、郵政民営化委員会ホームページ及び内閣官房ホームページ上で郵政民営化に関する意見を募集する。
- (2) 意見の募集は、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、及び③その他について行う。

3 実施期間

平成 26 年 9 月 1 日(月)から平成 26 年 10 月 3 日(金) (必着)

郵政民営化に関する意見募集について

平成 26 年 9 月 1 日

郵政民営化委員会

1 意見募集の目的

郵政民営化委員会では、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行っています。

今後、当委員会の意見を取りまとめることとなりますが、ついては、その際の参考とするため、国民の皆様から意見を募集します。

なお、頂いた御意見の個々に対して、当委員会の考え方を示すことは致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2 意見募集の御参考

郵政民営化法上の規定

●郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)(抄)

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)

3 意見提出期限

平成 26 年 10 月 3 日(金)(必着)

4 意見提出要領

次の事項を記入の上、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法で提出してください。電話での受付はできませんのでご了承ください。

御意見には、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、③その他 のいずれかの項目に係るものを明記願います。

提出意見は、日本語で記入願います。

(1) 記入事項

ア 提出者名(個人の場合は氏名、法人・団体等の場合は名称、代表者名及び担当者名)

イ 住所(法人・団体の場合は主たる事務所の所在地)

ウ 連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)

エ 御意見

1. これまでの郵政民営化に対する評価
2. 今後の郵政民営化への期待
3. その他

(2) 意見提出方法

ア 電子メールの場合

意見書(様式)に必要な事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

g.yusei.mineika_atmark_cas.go.jp

※1 迷惑メール防止対策のため、メールアドレスの一部を変えています。

(「_atmark_」を、「@」に置き換えて下さい。)

※2 意見書(様式)のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word
ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出願います。

イ 郵送の場合

意見書(様式)に必要な事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎3階
郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて

ウ FAXの場合

意見書(様式)に必要な事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて
FAX:03-5251-1001

5 留意事項

- (1) 提出者名やその属性に関する情報は公表する場合があります。匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。

- (2) お電話による御意見は遠慮願います。

6 その他

- (1) 提出者の方の連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (2) 御質問については、郵政民営化委員会事務局「意見募集」係までお願いします。
電話(「意見募集」係):03-5251-9418

(注) 本意見募集については、電子政府の総合窓口[e-Gov]のパブリックコメント欄にも掲載しています。

(様 式)

意 見 書

平成 26 年 月 日

郵政民営化委員会事務局 あて

郵便番号

住所

提出者名

連絡先

郵政民営化に関する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

- 1 これまでの郵政民営化に対する評価
(御意見を御記入下さい。)
- 2 今後の郵政民営化への期待
(御意見を御記入下さい。)
- 3 その他
(御意見を御記入下さい。)

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、御意見を記載した別紙を添付して下さい。)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。